

平成 30 年 7 月 19 日

問い合わせ先	こども課 8 2 3 - 9 2 2 7
--------	----------------------

乳幼児等医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

医療費の一部を補助します。

2 対象者（要件等）

乳幼児等医療費補助対象外の方が、災害により、子どもの保護者の所有する住宅又は家財につき損害金（保険金，損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）がその価格の 2 分の 1 以上となった方は補助の対象とします。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 印鑑
- ③ り災証明書 など

詳しくは，こども課にお問い合わせください。

4 その他

- ・申請期間は，災害による損害を受けた日から 1 年以内です。
- ・補助対象期間は，災害を受けた日から，翌年の当該災害等を受けた前月まで。

【問い合わせ先】

こども課こども福祉係 8 2 3 - 9 2 2 7